

官報号外 昭和四十六年十二月二十三日

○第六十七回 衆議院会議録 第一六六号

昭和四十六年十二月二十三日(木曜日)

午後一時 本会議

午後一時六分開議
○副議長(荒松清十郎君) これより会議を開きます。

堀田君は、大正六年、東京に生まれ、長じて東京帝國大学法学部に学ばれ、昭和十五年、同校を卒業するとともに内務省に入られました。しかし入省した翌年には召集を受け、三年余にわたり軍務について南方を転戦した後除隊し、東京都の事務官から、終戦を間近にした昭和二十年五月、山形県に赴任されました。これが君と山形と結ぶ機縁となつたのであります。

戦後一たん退官の上、昭和二十六年、山形県総務部長に迎えられて県政に当たり、戦後新たに充足した地方自治の確立に努力されました。山形県のごとき、財政に乏しく、県民の所得の低いところにおいて、地方の発展と民生の安定向上に精魂を傾けられたことは、いままお、県民の記憶に強く残るところであります。

やがて、君は防衛廳に転ぜられ、広報課長、国防会議參事官、教育局長などを歴任した後、人事局長の要職につかれました。

その間、学究はだでありますながら、かみしもがき

逝去されました。私どもは、君がかねて病氣のため御静養中と承り、御回復の一日も早からんことを心から祈っていたのであります。しかるに、不幸にも御本復を見るに至らなかつたことは、まさに痛恨きわまりない次第であります。

ここに、私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼のことばを申し述べたと存じます。(拍手)

そして、昭和四十二年一月、衆議院議員總選挙が行なわれるや、「政界に新風を吹き込もう。新

しい情熱と姿勢で政治に取り組もう。」とのスローガンを掲げて勇躍立候補し、健闘されましたが、善戦もむなしく惜敗されたのであります。

この選挙戦のあとをかみしめながら選挙事務所をあとにしたときの心境を、君は、御自身の著書「ひとすじの道」の中で、「外はまだ雪が降っていました。道も家々の屋根も真白だった。この日から、捲土重来を期する私の戦いが始まったのであります。

と述べておられます。いかに君が牢固たる決意をもつて政界に臨まれたかがしのばれるのであります。

め、将来は防衛廳を背負う一人として大いに期待されていたのであります。

しかしながら、多事多端な内外の情勢を静かに見詰め、深く思いをめぐらしてきました君は、みずから政界に入つて国政に挺身しようとのやむにやまれぬ決意から、何のちゅうちょもなく官途を去られました。

堀田君は、入省した翌年には召集を受け、三年余にわたり軍務について南方を転戦した後除隊し、東京都の事務官から、終戦を間近にした昭和二十年五月、山形県に赴任されました。これが君と山形と結ぶ機縁となつたのであります。

戦後一たん退官の上、昭和二十六年、山形県総務部長に迎えられて県政に当たり、戦後新たに充足した地方自治の確立に努力されました。山形県のごとき、財政に乏しく、県民の所得の低いところにおいて、地方の発展と民生の安定向上に精魂を傾けられたことは、いままお、県民の記憶に強く残るところであります。

やがて、君は防衛廳に転ぜられ、広報課長、国防会議參事官、教育局長などを歴任した後、人事局長の要職につかれました。

その間、学究はだでありますながら、かみしもがき

らいな型破りの人として府内の人気を一身に集

めたとおり、本院議員堀田政孝君は、去る二十日

〔華山親義君登壇〕

○華山親義君 ただいま議長から御報告のあります

列車の中で隣合わせとなり、四時間ほどの間、そこはかとなくよもやまの話をしたのであります。が、その話の中で、私が外交の経験を持つてゐるからでしょか、外交のことを聞かれました。特に、私が終戦直後北京において日撃したアメリカの指導による国共合作の経緯について興味を持たれたようでした。また、日本の政治経済の歩みの中で農業を中心とする地域を取り残されることは、政治のためであろうか、それとも避けがたい運命なのであらうかと、憂いをともにして話し合つたのであります。私は、この車中での会話を通じて、堀田君が国会議員として大きく成長するであろうことをかいと見えた思ひがしたのであります。

第六十五回国会には、病のため治療中の身であらうが、病院から登院して本会議や委員会に出席されたとのことであります。在職期間は二年一ヶ月という短いものであつたとは申せ、精励もつて議員の職責を果たされた君の功績は、まさに大なるものがあつたのであります。(拍手)

思うに、堀田君は、時の流れを見分ける判断力の鋭さと、一たび決意するや、その目的に向かって断固として所信を貫く、然とした性格の持ち主であります。それゆえに、君の人生は曲折に富み、幾多の苦難を余儀なくされたのであります。が、何ものをもおそれず、わが道を邁進する気概こそ、人間堀田政孝君の真骨頂であったと申せましょう。(拍手)

列車の中で隣合わせとなり、四時間ほどの間、そこはかとなくよもやまの話をしたのであります。が、その話の中で、私が外交の経験を持つてゐるからでしょか、外交のことを聞かれました。特に、私が終戦直後北京において日撃したアメリカの指導による国共合作の経緯について興味を持たれたようでした。また、日本の政治経済の歩みの中で農業を中心とする地域を取り残されることは、政治のためであろうか、それとも避けがたい運命なのであらうかと、憂いをともにして話し合つたのであります。私は、この車中での会話を通じて、堀田君が国会議員として大きく成長するであろうことをかいと見えた思ひがしたのであります。

第六十五回国会には、病のため治療中の身であらうが、病院から登院して本会議や委員会に出席されたとのことであります。在職期間は二年一ヶ月といふ短いものであつたとは申せ、精励もつて議員の職責を果たされた君の功績は、まさに大なるものがあつたのであります。(拍手)

思うに、堀田君は、時の流れを見分ける判断力の鋭さと、一たび決意するや、その目的に向かって断固として所信を貫く、然とした性格の持ち主であります。それゆえに、君の人生は曲折に富み、幾多の苦難を余儀なくされたのであります。が、何ものをもおそれず、わが道を邁進する気概こそ、人間堀田政孝君の真骨頂であったと申せましょう。(拍手)

また、その反面、人間としての誠実さとあたたかさにもあふれ、いつも新鮮で若々しさを備えておられました。そして、君の夢は、一人でも多くの若者を集めて、農村の未来像を描き、日本の将来を憂え、そこに結集されたエネルギーを、日本の「さらには世界の政治、経済の中に反映させる」ことがありました。接する者たれどもが、まさに天馬の空を行くがごとき君の御活躍を願わざにはおられなかつたのであります。

しかるに、天は無情にもこの人にかすによいをもつてせず、春秋に富む五十四歳の君を、卒然としてわれわれから奪い去つたのであります。忘れもいたしません。去る総選挙において、山形の師走の雪空のもとで選挙戦を争う中で、君は、病に倒れながらなお立ち上がって奪闇されたのであります。このとき以来、君はついに健康を回復することができなかつたのであります。一身を顧みず、最後まで議員の責務を遂行し、職に殉じられた君の崇高な精神には、強く心を打たれました。このとき以来、政治に心身を燃焼し尽くされた君の崇高な精神には、強く心を打たれざるを得ません。(拍手)

高邁な理想を抱きつつ、いよいよ政治家としてその本領を發揮せんとしていたやさきに、雄団半ばにして倒れられたことは、君の心情察するに余りあり、痛恨の情ひとしお深いものを見るものがあります。(拍手)

今日、内外の情勢を思うとき、君のごとき政治の使命感に徹した前途ある有為の政治家を失いましました。そして、つづ込んで堀田君の生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばといたします。

(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

したことは、国家のため、国民のため、まことに大きな損失であると申さなければなりません。

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。中央更生保護審査会委員の任命について申し出のとおり同意を与えて御異議ありません。

○副議長(荒船清十郎君) 得たいとの申し出があります。

○副議長(荒船清十郎君) 申し出のとおり同意を与えて御異議ありません。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年十一月二十三日

提出者

農林水産委員長 藤田 義光

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三を次のように改める。

第十二条の三 削除

第十二条の四中「生糸を含む」を「生糸及び第十二条の二第三項の規定により輸入した生糸を含む」に改める。

第十二条の七第二項中「生糸を含み」を「生糸及び第十二条の二第三項の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸を含み」に改める。

第十二条の三 削除

第十二条の十の次に次の二条を加える。

(外国產生糸に対する措置)

第十二条の十の二 第十二条の十の二第二項の規定により生糸を買入している場合において、外

は、国内において製造された生糸の価格が第十二条の五第六項の規定により告示された中間買

入価格を下ることを防止することが困難である

と認められるときは、政府は、生糸の輸入に關

し、当該事態を克服するため必要な措置を講じ

なければならない。

2 前項に規定する事態が生じた場合において

は、事業団、第十二条の四十一の二の規定によ

り事業団の委託を受けた者その他政令で定める

者以外の者は、政令で定める期間内は、生糸を

輸入してはならない。ただし、政令で定める特

別の事情がある場合においては、この限りでな

い。

3 事業団は、前項の政令で定める期間内におい

ては、農林大臣の承認を受けて、生糸を輸入す

ることができる。

第十二条の四十一第三項中「前二項」を「前三項」

に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の二条を加える。

違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

第十九条中「第十七条」の下に「、第十七条の二」

の輸入、当該輸入に係る生糸の保管及び売渡し

の業務並びにこれに附帯する業務を行なうこと

ができる。

第十二条の四十一の二に次の二条を加える。

(業務の委託)

第十二条の四十一の二 事業団は、前条第二項の

生糸の輸入に関する業務の一部を輸入業者に委

託することができる。

第十二条の四十二第一項中「前条第一項から第

三項」を「第十二条の四十一第一項から第四項」に

改める。

第十五条第一号中「第二項若しくは第三項」を

「第三項若しくは第四項」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 農林大臣は、第十二条の十の二第三項

の承認をしようとするときは、通商産業大臣に

協議しなければならない。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の

次に次の二条を加える。

第十七条の二 第十二条の十の二第二項の規定に

違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

第十九条中「第十七条」の下に「、第十七条の二」

の輸入、当該輸入に係る生糸の保管及び売渡し

の業務並びにこれに附帯する業務を行なうこと

ができる。

第十二条の四十一第三項中「前二項」を「前三項」

の法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

諸般の事情にかんがみ、日本蚕糸事業団が行なう生糸の価格の中間安定のための措置を強化する

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長藤田義光君。

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 ただいま議題となりました農林水産委員長提出、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国の蚕糸業は、これまで農業のみならず、國民經濟の發展のため重要な役割りを果たしてまいりました。

近時、生糸の輸出が不振とはなりましたが、國內における需要の増大傾向を背景に、長期的見地から、蘭及び生糸の生産増強策が推進され、特に最近においては、米の生産調整との関連において、重要な転換作目の一つとして蘭の生産増強のための諸施策が講ぜられているのであります。

しかしながら、最近景気の停滞等に起因して需要が一時伸び悩み状況にあるところに加えて、外國產生糸の無秩序な輸入が行なわれ、このため国内における需給状況を悪化させ、蘭糸価格安定法に基づく日本蚕糸事業団の中間安定のための買い入れ措置としてすでに約二万俵の買い入れが行なわれておるのでございますが、この買い入れ措置にもかかわらず糸価は依然として低迷を続け、蘭生産も停滞におちいでいるのであります。

このため、外國產生糸の輸入に対して適切にして効果的な調整措置を講じ、これを秩序あるものとするべきことが強く要請されているのであります。

以上が、本案の趣旨であります。

そこで、この際、蘭糸価格安定法を改正し、日

本蚕糸事業団による買い入れ措置等によつてもなお国内における生糸価格の低落を防止することができないような場合においては、外国產生糸の輸入を日本蚕糸事業団等による一元的輸入とするなど必要な措置を講ずることとし、こゝに本案を提出した次第でござります。

以下、そのおもなる点について申し上げますと、第一点は、外國產生糸の輸入増大により国内における生糸の需給がバランスを失し、日本蚕糸事業団による買い入れによつても国内生糸の価格が中間買い入れ価格を下ることを防止することが困難であると認められるときは、政府は、生糸の輸入に關し、このような事態を克服するため必要な措置を講じなければならないとしたことであります。

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

(要求書受領)

一、今二十三日、内閣から、中央更生保護審査会委員に古賀忠道君及び柳川眞文君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

官報(号外)

出席國務大臣
法務大臣 前尾繁三郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
厚生大臣 斎藤昇君
郵政大臣 廣瀬正雄君
労働大臣 原健三郎君

一、今二十三日、内閣から、公安審査委員会委員に大野勝巳君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、本旨の通知書を受領した。

琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、昨二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、本旨の通知書を受領した。

官報 (号外)

を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、日本銀行政策委員会

委員に島本融君を任命したいので、日本銀行法

第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、社会保険審査会委員長に川嶋三郎君を、同委員に竹下精紀君を任命したいので、社会保険審査会委員会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、電波監理審議会委員に石川敏雄君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、中西實君、原田運治君及び峯村光郎君を任命したいので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

芳賀 貢君

中澤 茂一君

決算委員

中澤 茂一君

内閣委員

辞任

補欠

商工委員

補欠

議院運営委員

芳賀 貢君

内閣委員

辞任

補欠

寺前 勝君

松本 善明君

内閣委員

辞任

補欠

内閣委員

昭和四十六年十一月二十三日 衆議院会議録第二十六号 朗読を省略した議長の報告

農林水産委員		議院運営委員		交通安全対策特別委員	
辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
千葉 三郎君 中村 梅吉君	佐藤 守良君	小沢 辰男君 中村 梅吉君	東中 光雄君 山原健二郎君	東中 光雄君	山原健二郎君
中村庸二郎君 永田 亮一君	林 義郎君	渡谷 直藏君	中尾 栄一君	江藤 隆美君	中尾 栄二君
松本 十郎君 村上 勇君	宇田 國榮君 大村 裕治君	白瀧 仁吉君 森下 元晴君	和田 春生君 津川 武一君	江藤 隆美君	江藤 隆美君
山手 満男君 宇田 國榮君	松本 十郎君 大村 裕治君	中村 梅吉君 小林 政子君	山手 満男君 江藤 隆美君	中尾 栄二君	山原健二郎君
大村 裕治君 佐藤 守良君	山手 満男君 千葉 三郎君	中村 梅吉君 中村 勇君	山手 満男君 江藤 隆美君	和田 春生君 津川 武一君	和田 稔治君
中山 正暉君 羽田 孜君	河本 敏夫君 中村 梅吉君	中村庸一郎君 村上 勇君	山手 満男君 白瀧 仁吉君	池田 稔治君 小沢 辰男君	山下 德夫君
森 喜朗君 島村 一郎君	永田 亮一君 中村庸一郎君	商工委員 辞任	山手 満男君 森下 元晴君	和田 春生君 津川 武一君	和田 稔治君
大蔵委員 辞任	石川 次夫君 亀岡 高夫君	補欠	山手 満男君 白瀧 仁吉君	池田 稔治君 小沢 辰男君	山下 德夫君
中嶋 英夫君 津川 武一君	八百板 正君 江藤 隆美君	通信委員 辞任	山手 満男君 森下 元晴君	和田 春生君 津川 武一君	和田 稔治君
小林 政子君 中嶋 英夫君	久保 三郎君 八百板 正君	補欠	貝沼 次郎君 二見 伸明君	池田 稔治君 小沢 辰男君	山下 德夫君
石川 次夫君 久保 三郎君	米原 稔君 津川 武一君	科学技術振興対策特別委員 辞任	貝沼 次郎君 二見 伸明君	和田 春生君 津川 武一君	和田 稔治君
大蔵委員 辞任	寺前 嶽君 山原健二郎君	補欠	貝沼 次郎君 二見 伸明君	池田 稔治君 小沢 辰男君	山下 德夫君
中嶋 英夫君 津川 武一君	江藤 隆美君 久保 三郎君	公害対策特別委員 辞任	貝沼 次郎君 二見 伸明君	和田 春生君 津川 武一君	和田 稔治君
石川 次夫君 久保 三郎君	米原 稔君 津川 武一君	補欠	貝沼 次郎君 二見 伸明君	池田 稔治君 小沢 辰男君	山下 德夫君
大蔵委員 辞任	寺前 嶽君 山原健二郎君	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）
中嶋 英夫君 津川 武一君	江藤 隆美君 久保 三郎君	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）
石川 次夫君 久保 三郎君	米原 稔君 津川 武一君	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）	（公職選舉法改正に関する調査特別委員会の辭任を許可し、その補欠を指名した。）
大蔵委員 辞任	寺前 嶽君 山原健二郎君	（議案通知書受領）	（議案通知書受領）	（議案通知書受領）	（議案通知書受領）
中嶋 英夫君 津川 武一君	江藤 隆美君 久保 三郎君	（公害対策特別委員会の可決した旨の通知書を受領した。）	（公害対策特別委員会の可決した旨の通知書を受領した。）	（公害対策特別委員会の可決した旨の通知書を受領した。）	（公害対策特別委員会の可決した旨の通知書を受領した。）
石川 次夫君 久保 三郎君	米原 稔君 津川 武一君	（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を可決した旨の通知書を受領した。）	（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を可決した旨の通知書を受領した。）	（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を可決した旨の通知書を受領した。）	（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を可決した旨の通知書を受領した。）

輸出保険法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

米軍基地に働く労働者の思想・信条調査に関する質問主意書(寺前巖君提出)

昭和四十六年十二月二十三日 衆議院会議録第二十六号

五一六

明治三十五年三月三十一日
便物認可

定価一部五十円
(配達料込)

発行所

大藏省印刷局
東京五八二四四二一(大代)
電話東京

東京都港区赤坂見附二番地郵便番号一〇七